

博士課程の第一種奨学金申請に関する確認書

大阪大学総長 殿

(太枠内をすべて記入してください)

記 入 日	年 月 日
ス カ ラ ネ ッ ト	
受 付 番 号	
氏 名	

私は、日本学生支援機構奨学金の申込にあたり、下記の「特に優れた業績による返還免除」の申請制限について確認したうえで、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(B00ST)次世代A I人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」の支援を

「該当する□(複数ある場合はすべて)に✓」

☐① 受けたことはありませんが、今後受けることとなった場合*には、
(*現時点で受ける予定がない場合も①に✓)

☐② 受けたことがあるため、

☐③ 今後、受けることが決定しているため、

博士課程における第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」を申請できないことを理解して第一種奨学金の申込を行うことに相違ありません。

【第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」の申請制限※1,※2について】

2023 年度以降に、大学院博士課程(博士後期課程、医歯薬学博士課程及び5年一貫制博士課程を含む)において日本学生支援機構(JASSO)の第一種奨学金に採用された人が、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(B00ST)次世代A I人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」(以下、「フェローシップ事業等」という)の支援を受ける又は受けた場合は、当該課程における第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」(以下、「業績免除」という)の申請が認められません。

なお、2023 年度以降に第一種奨学金に採用された人は以下の場合も業績免除を申請することができません。

- 第一種奨学金採用後にフェローシップ事業等の支援を受けることになり、フェローシップ事業等の支援を受ける前に第一種奨学金を辞退した場合
(ただし、5 年一貫制博士課程の学生が、博士前期課程相当年次在籍期間中に第一種奨学金を辞退した場合に限り、第一種奨学金の貸与終了年度の業績免除に申請することが可能です。)
- 第一種奨学金の貸与を受ける前にフェローシップ事業等の支援が終了した場合

※1 第一種奨学金の採用年度にかかわらず、フェローシップ事業等の支援を受けながら第一種奨学金の貸与を受けることは可能です。

※2 2022 年度以前に採用された第一種奨学金については、フェローシップ事業等の支援の対象者であっても業績免除を申請することが可能です。

なお、一貫制博士課程(生命機能研究科)の学生の場合、3 年次(博士後期課程相当)への進級が 2023 年度以降であっても、当該課程で 2022 年度までに採用された第一種奨学金については業績免除を申請できます。